宝町体育館の使用申請受け付けます

宝町体育館改築工事が1月に竣工し、2月1日(日)から供用を開始します。

2月1日から3月31日までの期間の使用申請を受け付けますので、使用希望の団体は、1月20日（火）までに生涯学習振興課へ使用申請書を提出してください。

申請が多数の場合は、使用日時を調整させていただきます。

【問い合わせ先】生涯学習振興課☎53・1082

生活困窮者の自立支援

生活保護受給の手前にある生活困窮者に対し、自立支援を進めることを目的として、生活困窮者自立支援法が施行されます。

香美市では、4月から社会福祉協議会の中に、**生活相談センター香美**を設置する予定です。ここでは、経済的に困窮し、さまざまな課題を抱える方々からの相談を幅広く受け付けます。そして、関係機関と協力しながら、生活の改善に向けて取り組んでいくお手伝いをさせていただきます。

なお、1月から社会福祉協議会内に準備室を設置します。さまざまな生活相談の受け付けもしますので、ご利用ください。

【お問い合わせ】
福祉事務所社会福祉班☎53・3117
社会福祉協議会☎53・5800

鳥インフルエンザの発生を防ぎましょう！

鳥インフルエンザ発生の危険性が全国的に高まっています。ご注意ください。

◆家きんを飼育している方へ

①飼育施設やその周囲を清潔に保ちましょう。

②飼育施設には、野鳥や野生動物が侵入しないように金網などをかけましょう。

③飼育施設に入る時は、専用の服や、はき物を使用しましょう。

④飼育場所の出入口では、足もとや手指の消毒をしっかりと行いましょう。

※飼育している家きんが連続して死亡するなどの異常が見られた場合は、すぐに家畜保健衛生所か獣医師にご連絡ください。

【問い合わせ・連絡先】
中央家畜保健衛生所香長支所☎52・3069

【夜間・休日の連絡先】
県庁代表☎088・823・1111

◆衰弱または死亡している渡り鳥を見つけた方へ

素手では絶対に触らずに、昼夜を問わず早急に連絡をお願いします。

【問い合わせ・連絡先】
産業振興課☎53・1062

【夜間・休日の連絡先】
市役所代表☎53・3111

2015年 農林業センサス

平成27年2月1日現在で、全国一斉に『農林業の国勢調査』といわれる**2015年農林業センサス**が実施されます。

この調査は、今後の農林業の政策に役立てるために5年ごとに実施される極めて大切な調査です。

平成27年1月中旬から農林業を営んでいる皆さまのところに調査員が訪問しますので、調査票に農林業の経営状況などの記入をお願いします。

調査票に記入された事項については、統計以外の目的には使用されません。皆さまのご協力を、よろしくお願いします。

■問い合わせ先
企画財政課
☎53−3114

広告

高知県の失敗しないお墓づくり
高知県内で2,000人以上の方に読まれている小冊子です。

先着50名様 無料プレゼント ※1月末まで

●何を決めれば良いのか分からなかったので、とりあえず小冊子を頼みました。私たちにとって非常に参考になり、お墓へ初めて行ったときには「ああ、良かった」と声が出ました。(M様 高知市)

●冊子を読み進めていく中で、どの石屋さんからも説明のないことがたくさん書かれてあり驚きでした。ただ、自分でも知識を付けないと良いお墓はできないんだなと。完成したお墓は自分で創り上げた気持ちで思いの詰まったものとなりました。(M様 南国市)

●インターネットで小冊子を頼んだことがきっかけで、お墓を作ろうと思いました。石材店へ足を運ぶことは不安でしたが、親切な納得のゆく説明を受けこの人なら信頼できると直感し完成した墓は実に立派でした。(Y様 土佐山田町)

お申込みは今すぐ！
※お申込みの際は、お名前、ご住所、電話番号をお伝えください。

電話で 0120-641-148 (午前8時～午後6時、年中無休)

ハガキで 〒783-0006 高知県南国市篠原104-2(有)三代目 竹内石材
「しあわせなお墓づくり」小冊子プレゼント係 TEL.088-864-1330
※頂いた住所とお名前は、小冊子やご案内をお送りする以外は使用致しません

固定資産税班から

償却資産の申告について

償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを経営している方や農業や不動産等の事業を行っている方が、その事業のために所有している有形資産のことで、構築物、機械および装置、工具・器具・備品、車両および運搬具等です。毎年1月1日現在で所有している償却資産がある場合には、地方税法第383条の規定により、申告していただくことになっています。

該当する償却資産のある会社および個人の方は、平成27年2月2日（月）までに申告をお願いします。

忘れていませんか？
太陽光発電設備の申告

会社や個人事業主として太陽光発電設備を設置している場合は、売電・非売電に関わらず、償却資産の申告が必要です。住宅用に個人が設置した場合でも10kW以上の発電量で全量売電の場合は申告が必要です。

新築・増築・取り壊し家屋の申告を！

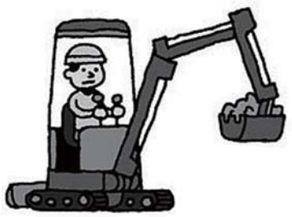

平成27年度固定資産税の課税にあたり、平成26年（1月～12月）中に新築・増築または取り壊した家屋についての申告の受付を、税務課固定資産税班で行っています。適正課税のため、平成26年以前に取り壊した家屋については、**平成26年度固定資産税納税通知書**に添付されている課税明細書を確認のうえ申告してください。

なお、平成26年中に新築または増築された家屋を税務課職員が調査した際に、取り壊しを聴取した分については申告の必要はありません。

土地評価の特殊なケースでは申し出を！

市では、土地の評価について固定資産税評価基準に定められている適正な時価を求めることに努めていますが、市全域にわたる大量評価のため、次のような特殊な事例では、対象地の価格形成要因全てを把握できていないケースがあります。このため外観では把握できない価格形成要因は、固定資産の所有者による申し出により、固定資産評価額に反映させる申出制を採用しています。

特殊な価格形成要因を持つ土地を所有されている納税者の方はご連絡ください。

外観からは把握できない価格形成要因の例

・公法上（都市計画法、建築基準法、一部条例など）の規制により、建築物の建築確認を得ることが困難な土地（一部評価額に反映されているものもあります）。
・特別に災害の危険性が高い土地など。

■問い合わせ先
税務課固定資産税班　☎53−3116

固定資産税を納める方

固定資産税の納税義務者とは、原則として毎年1月1日（『賦課期日』といいます）の固定資産の所有者をいいます。固定資産の所有者とは、具体的に次のとおりです。

①土地の場合
土地登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記または登録されている方

②家屋の場合
建物登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている方

③償却資産の場合
償却資産課税台帳に所有者として登録されている方